

吹田市談合情報取扱要領

平成27年7月1日 改正

第1 一般手順

1 情報の確認、報告書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、当該工事の契約担当室課においてその内容を報告書にまとめ、速やかに吹田市公正入札調査委員会委員長（副市長）（以下「委員長」という。）に報告すること。情報提供者が報道機関である場合には、情報活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ報告すること。

なお、明らかに虚偽と認められる場合、具体性が全くない場合は口頭による報告も可とする。

2 吹田市公正入札調査委員会等

委員長は、1により報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の具体的手続きをとることが適切であるか否かを審議するため、速やかに吹田市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を開催すること。ただし、委員会を開催する時間がないと認めるときは、自ら第2以下の具体的手続きをとるかどうかなどの必要な指示をすること。

3 公正取引委員会等への通報（告発）

第2以下の手続きを取ることとした情報（以下「談合情報」という。）については、別紙3の様式により公正取引委員会及び警察へ通報（告発）すること。

4 吹田市入札等監視委員会への報告

談合情報とその対応については、吹田市入札等監視委員会へ報告すること。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次に従い対応すること。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、次のア～ウのいずれかの方法により行うこと。

ア 入札日前の日において行う。

イ 入札開始時刻もしくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行う。

ウ 入札実施後速やかに行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

ウの場合には、入札にあたって、入札執行に係る注意事項（別紙2）及び入札

の結果を一時保留とする旨の注意を促した後に入札を実施すること。

(2) 吹田市公正入札調査委員会の開催

ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には吹田市工事請負契約等入札心得書第9条第1項により、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

ただし、(1)のウの場合には吹田市工事請負契約等入札心得書第11条第11号(吹田市電子入札心得書第11条第8号)により、その入札を無効とすること。

イ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を実施すること。

ただし、(1)のウの場合には、その入札を落札とする(保留を解除する)こと。

2 入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しているケースがあるので、その場合、落札者及び落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意しつつ以下の手続きによることが適切であるか否かを第1の2により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

イ 吹田市公正入札調査委員会の開催

(ア) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には吹田市工事請負契約等入札心得書第11条第11号(吹田市電子入札心得書第11条第8号)により、入札を無効とし入札結果を取り消すこと(入札の無効)。

(イ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札に参加した者全員から誓約書を提出させようえ、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結後の場合

ア 事情聴取

入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果に

については、事情聴取書を作成すること。

イ 吹田市公正入札調査委員会の開催

(ア) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断すること。

第3 個別手続きの手順

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、以下に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を様式第1の談合情報報告書にまとめること。

2 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、当該工事の契約担当室課の職員により行うこと。

(2) 第2-1又第2-2(1)の場合には、工事費の内訳書(見積書)の提出を求めること。

(3) 事情聴取は対象者全員を集合させて、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

(4) 聴取結果については、様式第2により事情聴取書を作成すること。

3 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

以上、この取扱要領により対応するものであるが、いたずらに混乱を招くことのないよう個々の事例毎に柔軟かつ慎重に対応する。又、物品の買入れ、業務の委託等についても、この取扱要領に準じて対応する。